

2024年6月7日

学校法人日本大学  
理事長 林 真理子 殿

日本大学教職員組合  
執行委員長 友田 滋夫

「日本大学教職員倫理規程（案）」および「教職員の懲戒に関する細則（案）」に  
関する日本大学教職員組合の要求について

2024年5月13日付けで学校法人日本大学大熊智之常務理事よりいただきました「令和6年3月5日付け団体交渉の追加回答について」で示された「日本大学教職員倫理規程（案）」と「教職員の懲戒に関する細則（案）」につきまして、日本大学教職員組合は別紙に記載した事項を要求します。

本要求に対する回答は、2024年6月30日までに日本大学教職員組合書記局まで文書にてご提出ください。

別紙：

「日本大学教職員倫理規程(案)」と「教職員の懲戒に関する細則(案)」についての要求事項

以上

別紙

「日本大学教職員倫理規程（案）」と「教職員の懲戒に関する細則（案）」についての要求事項

**①倫理規程第2条はあくまでも教職員の行動の方向性を示す抽象的な規定にとどめ、第2条を懲戒処分規定と結び付けないこと**

倫理規程第2条（倫理行動基準）は、規範的内容を示したものであり、教職員はこの規範に沿った行動をすべきであるし、その内容自体には特段の問題はないと考えられる。

ただし、「他者の意見を聴く姿勢や、積極的に意見を発信する姿勢を失わない」など、あくまで倫理的な規範を抽象的に示した部分が多い。

したがって、特定の教職員を例に挙げて、その人物が「積極的に意見を発信する姿勢を失っていないかどうか」を他者が評価することは難しい。その人物が、ある場面では発言を躊躇する場合もあるし、同じ人物が別の場面では積極的に発言する場合もありうる。

くわえて、倫理規程第2条に違反しているかどうかについては、恣意的な判断が入り込む余地が大きい。本条はあくまでも教職員の行動の方向性を示す抽象的な規定にとどめ、第2条を懲戒規定と結び付けるべきではない。

**②倫理規程第6条を懲戒細則第2条の中に移動し、懲戒処分は懲戒細則に基づいて行うものとして、倫理規程から切り離すこと**

倫理規程の第6条（禁止行為）においては、禁止行為と禁止行為をしてはならない利害関係者について明確、具体的に規定されており、第6条の限りにおいては、拡大解釈の余地を極めて狭くするよう、配慮がなされていると評価できる。

しかしながら、倫理規程第8条において、「教職員がこの規程に違反する行為を行ったと認められるときは、就業規則に基づき、当該教職員を懲戒処分に付することができる」とされている。「この規程」という条文には第2条に規定された倫理行動基準も含むものと解され、「他者の意見を聴く姿勢」や「リスクを恐れず」といった抽象的な規定に基づく恣意的な懲戒処分も可能な構造になっている。このように、倫理規程第8条の存在によって、第6条禁止行為の限定性が無意味化されている。

したがって、倫理規程第8条に規定された「懲戒処分」は、倫理規程第2条と切り離し、倫理規程第6条に規定された「禁止行為」を対象としたものに限定すべきである。

以上のように、懲戒処分の対象を第6条禁止行為違反に絞るとすれば、第6条の内容は倫理規程ではなく懲戒細則第2条（15）禁止行為の中に書き込むべきである。

③倫理規程第4条に規定された倫理管理者による「対処」に懲戒処分を含まないことを明示すること

以上の要求事項に基づき、倫理規程は現案の第1条～第5条、第7条、第9条から構成されるものとし、現案第4条に規定された倫理管理者が「厳正に対処」する場合の「対処」とは、第2条違反が疑われる教職員に対する倫理の涵養のために行う面談や助言、指導の指示に留めるべきである。したがって、この「対処」に懲戒処分を含まないことを明示すべきである。

以上